

平成25年3月1日以降も、以下の方については、引き続き、医療機関等での窓口負担は免除となります。

1. 窓口負担の免除を受けることができる対象者と期限

○ 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う

警戒区域等^(※1)の被災者^(※2) → 平成26年2月28日まで

(※1) 警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点(ホットスポット)
(解除・再編された地域を含みます。)

(※2) 震災発生後、他市町村へ転出した方を含みます。

(注) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う警戒区域等以外の被災者も、ご加入の医療保険の保険者により、窓口負担が免除されることもありますので、詳細については、ご加入の医療保険の保険者へお問い合わせ下さい。

2. 窓口負担の免除を受けるための手続

○ 平成25年3月1日以降も、窓口負担の免除を受けるためには、**有効期限が切れていない免除証明書**を窓口で提示する必要があります。

(注) 上記免除証明書は、ご加入の医療保険の保険者から新たに送付されますが、お手元に届かない場合は、ご加入の医療保険の保険者にお問い合わせ下さい。

免除証明書に関してご不明な点があれば、ご加入の医療保険の保険者へお問い合わせください。

◎ 次の場合の自己負担額の免除については、平成24年2月29日までで終了しています。

- ・入院時の食費、居住費
- ・被保険者証を医療機関等の窓口で提示できなかった場合
- ・柔道整復師、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術 等

医療保険の一部負担金の免除について(医療機関、患者あてのQ&A)
(市町村国民健康保険・後期高齢者医療制度・健康保険・船員保険)

【一部負担金の還付関係等】

問1 平成 25 年3月1日以降、医療機関等の窓口で有効期限が更新された免除証明書を提示できなかった場合、一部負担金は免除にならないのか。

(答)

平成 25 年3月1日以降は、有効期限が更新された免除証明書を医療機関等に提示しない場合、原則として一部負担金の支払いが必要になります。ただし、免除証明書が手元に届いていない場合など、提示できなかったことがやむを得ないと認められるときは、ご加入の医療保険の保険者に申請を行うことにより、支払った額の還付を受けることができます。

問2 保険者から還付を受けるためには、どのような書類が必要になるのか。

(答)

すでに支払ってしまった一部負担金の還付を受けるためには、ご加入の医療保険の保険者に還付申請書を提出する必要があります。還付申請書を提出する際には、

- ①免除証明書(免除証明書の交付申請がお済みでない方は免除申請書)
- ②医療機関等が発行した領収証など、支払った一部負担金の金額が確認できる書類

を併せてご提示ください。なお、還付申請書を提出する時点で、有効期限が更新された免除証明書が手元に届いていない場合には、ご加入の医療保険の保険者にお問い合わせください。